

船舶事故調査報告書

令和元年10月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年11月10日 08時30分ごろ
発生場所	福岡県福津市 鼓島西方沖 津屋崎鼻灯台から真方位320° 2.1海里（M）付近 （概位 北緯33° 48.8′ 東経130° 25.4′）
事故の概要	遊漁船白鷹は、漁場を移動しようとして発進した際、漂泊中のプレジャーボートヤマトに衝突した。 ヤマトは、船長及び同乗者が負傷し、右舷船尾部外板に破口等を生じ、白鷹は、船首部船底外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成31年3月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 白鷹、4.6トン 294-13466福岡、個人所有 9.95m（Lr）×2.98m×0.88m、FRP ディーゼル機関、275.81kW、昭和62年7月 B プレジャーボート ヤマト、5トン未満 290-53610福岡、個人所有 6.67m（Lr）×2.52m×1.27m、FRP ガソリン機関（船外機）、66.20kW、平成12年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成24年11月13日 免許証交付日 平成29年1月17日 （令和4年1月16日まで有効） B 船長B 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成22年9月15日 免許証交付日 平成27年6月30日 （令和2年9月14日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長B、同乗者）

損傷	<p>A 船首部船底外板に擦過傷</p> <p>B 右舷船尾部外板に破口、亀裂及び凹損</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、平成30年11月10日06時10分ごろ福岡県福津市津屋崎漁港を出港し、06時30分ごろ鼓島西方沖1.1M付近の釣り場に到着した。</p> <p>船長Aは、主機を停止した状態で漂流を開始し、流し釣りで釣り客に遊漁を行わせていたが、08時00分ごろ周囲に釣り船が約40隻集まり、釣りをを行うのが難しくなったので、A船を東方に約100m移動させた際、左舷方約50mの距離に船舶を確認したが、それ以外付近に船舶は確認できなかった。</p> <p>船長Aは、A船の船首を北方に向けて漂流を開始した後、北東風により南南西方に約0.5ノットの対地速力で流されながら釣り客に遊漁を行わせた。</p> <p>船長Aは、後部甲板の釣り客2人の釣り糸が絡まったので、操舵室から後部甲板へ行き、絡まりを解き終わって操舵室に戻ると魚群探知機に魚群が映っていなかったため、釣り客に竿をしまうように告げ、08時30分ごろ釣り場を移動しようとA船を発進させた直後、衝撃を感じ、B船と衝突したことに気付いた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りの目的で、08時00分ごろ鼓島西方沖で主機を停止した状態で漂流しながら流し釣りを開始した。</p> <p>船長Bは、釣りのポイントがずれているような気がしたので、漂流しているA船の左舷方を北上してA船の右舷前方で漂流し、釣りを再開した。</p> <p>船長Bは、B船の左舷後方で舷側に釣り竿を出して立って釣りをを行い、同乗者は、船尾部で船首方を向いて座り、下を向いて仕掛けを作っていたところ、A船がB船の右舷船尾方約14～16mのところまで流されたところを視認した。</p> <p>船長Bは、A船がエンジンをかける音を聞き、船尾方を見たところ、B船に向かって発進するA船を認め、大声で危ないと叫んだが、どうすることもできず、北方を向いたB船の右舷船尾部にA船の船首部が衝突した。</p> <p>船長Bは、B船の損傷状況の確認を行い、連絡先を交換して帰港し、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長B及び同乗者は、帰港後、それぞれ病院を受診し、船長Bが左足関節捻挫等、同乗者が腰部背部打撲等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>A船は、船長Aが魚群探知機で群れを探しながら約20～30m潮</p>

	<p>上りをし、漂泊して流されながら釣りを行っていた。</p> <p>船長Aは、約40隻の船団から離れて遊漁を再開したので、周囲に船舶はいないと思い、前路を確認せずに発進したかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、A船がB船の周囲で釣りを行っていたので、B船に気付いていないと思わなかった。</p> <p>船長B及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、鼓島西方沖において、次の釣り場に移動する際、船長Aが、前路に船舶がいなくって発進したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鼓島西方沖において漂泊中、船長Bが左舷後方で立っていた際、A船がエンジンをかける音を聞き、B船に向かって発進したので、衝突の危険を感じ大声で叫んだが、どうすることもできず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、鼓島西方沖において、A船が次の釣り場に移動する際、B船が漂泊中、船長Aが、前路に船舶がいなくって発進したため、A船がB船に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釣り場を移動する際は、周囲に船がいなくって思い込まず、よく確認して発進すること。

付図1 事故発生経過概略図

